

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画火葬場の決定についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、埼玉県ほぼ中央に位置し都心から 40km 圏にあり、川越市、日高市及び川島町の 2 市 1 町で構成されています。

本火葬場予定地は、川越市の中東部に位置し、JR 川越駅から北東へ約 2.2km、国道 16 号及び国道 254 号の結節点に接続しています。

区域の周辺は、西側部分が市街化区域の縁辺部に近接し、その他は市街化調整区域に囲まれています。

II. 決定の必要性

川越市斎場は、施設の老朽化が進んでおり、さらに、現在の火葬能力では、高齢社会の進行に伴う火葬需要の増加に対応できなくなることが明らかな状況です。

このため、第三次川越市総合計画後期基本計画において、葬祭事業の充実として新斎場の早期建設を、また、川越市都市計画マスタープラン地域別構想において、市街地にある現斎場の移転を位置づけています。

したがって、これらの計画に基づき、適正な規模の火葬場を適正な位置に建設し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、これを都市計画に定めようとするものです。

III. 決定の内容

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
1	川越市火葬場	川越市大字小仙波字八反田	約 18,100 m ²	

IV. 関連する都市計画

なし。

V. 上位計画の位置づけ

別紙のとおり。

●川越都市計画都市計画区域の整備開発及び保全の方針（平成 19 年 11 月告示）

(P18)

- 3 主要な都市計画の決定の方針
- (2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針
- 2)主要な施設の配置の方針
- 火葬場：周辺環境を含めて、その配置を検討する。

●第三次川越市総合計画後期基本計画（平成 23 年 3 月策定）

(P24)

- 5 土地利用
- ・土地利用構想図で、「市民聖苑周辺」として土地利用転換想定箇所に位置づけ

(P176・177)

- 第 6 章第 2 節施策 6
- ・葬祭事業の充実
- 【施策の推進】
- 1 新斎場の整備
- ①新斎場を早期に建設します。

●川越市都市計画マスタープラン（平成 21 年 5 月改定）

(P77)

- 3 市街地整備の方針
- ・市街地整備の方針図で、「周辺環境や地区特性に応じた新たな拠点整備」に位置づけ

(P94)

- 第二章 地域別構想
- 本庁地区
- 7) 生活環境の保全・充実に関するまちづくり方針
- ①県南西部地域の拠点機能を支える公共施設の充実
- ・市街地に立地している火葬場については、移転を検討していきます。